

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 6年 9月 日作成)

(平成16年12月15日見直)

法令名	肉用子牛生産安定等特別措置法
根拠条項	第7条第1項
許認可等の種類	協会の指定
法令の定め	第7条 前条の第1項の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする協会の申請により、都道府県知事が行う。
審査基準	
標準処理期間	総期間 日・月 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 ( ) 協議機関 日・月 ( ) 処分機関 日・月 ( )
処分担当課	農政部生産振興局畜産振興課 (電話番号：011-204-5439)
申請先	農政部生産振興局畜産振興課食肉鶏卵グループ (電話番号：011-204-5439)
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課食肉鶏卵グループ (電話番号：011-204-5439)
備考	(公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.html">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.html</a> ) 昭和45年度に指定済みで、今後、見込まれないため、審査基準及び標準処理期間を設定しない。 <div style="text-align: right;">畜産18</div>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 6 年 9 月 日作成)

(平成 28 年 11 月 日見直)

法令名	肉用子牛生産安定等特別措置法
根拠条項	第8条第1項
許認可等の種類	業務規定の変更
法令の定め	第8条 指定協会は、業務規定を変更しようとするときは、農林水産省令で定める手続きに従い、当該指定をした都道府県知事の承認を受けなければならない。
審査基準	法令の定めに尽くされている (1) 申請者の業務規程によれば、当該都道府県の区域内で生産される肉用子牛の生産者のすべてが申請者と生産者補給金交付契約を締結することができることと認められたとき。 (2) 申請者の業務規程において、第10条の確認に関する事項、生産者積立金の積立て及びこれに要する負担金の納付に関する事項、生産者積立金から交付する生産者補給金の金額の算定及びその交付の方法に関する事項その他農林水産省令で定める事項が農林水産省令で定める基準に従い定められていること。
標準処理期間	総期間 15日・丹 (注：休日は含まない。) 經由機関 日・月 ( ) 協議機関 日・月 ( ) 処分機関 15日・丹 (農政部畜産振興課)
処分担当課	農政部生産振興局畜産振興課 (電話番号：011-204-5439)
申請先	農政部生産振興局畜産振興課食肉鶏卵グループ (電話番号：011-204-5439)
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課食肉鶏卵グループ (電話番号：011-204-5439)
備考	(公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.html">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.html</a> )

畜産19